

上板橋第二中学校 通学区域変更説明会

1 通学区域変更時期と変更地域

環七以北を令和3年8月から桜川中に変更します

令和4年4月に上板橋第二中学校が移転することに伴い、環七以北の通学区域を変更します。

→現在の通学区域変更前と変更後は、別紙（A3版）の地図をご覧ください。

環七以北とは…

小茂根三丁目1番から6番・10番から17番、小茂根4丁目、小茂根5丁目1番から7番

の地域を指しています。

通学区域の変更開始時期

- ・令和4年4月に入学する新一年生（七年生）から、通学区域の一部（別紙地図の点線で囲った網掛け部分）が変更になります。
- ・当該区域への転入者に関しては、令和3年8月以降に当該区域へ転入した中学生が桜川中学校に就学指定されます。
- ・令和3年8月より前に上板橋第二中学校に在籍している生徒は転校の必要はありません。

2 調整区域について

調整区域を設定します。（2年間）

調整区域とは、**通学区域を変更した区域で、教育委員会が別に指定した区域**のことです。今回、**通学区域を変更した区域**を調整区域に指定します。

当該調整区域を指定した時点で当該調整区域に住所を有し、その後も当該調整区域に住所を有し続けている就学予定者の保護者が、**通学区域を変更する前に通学区域校であった学校への変更希望をした場合には、変更希望どおりに就学指定を行います。**

ただし、**受入可能残数を超えている場合には、抽選**になります。その際、調整区域は抽選の優先順位が高くなります。

注）通学区域変更前の学校への入学を保証するものではありません。

3 通学区域を変更する理由

- 「上板橋第二中・向原中 統合準備委員会」（※）での検討結果に基づき、通学区域を変更します。

理由

- ①上板橋第二中学校の新校舎への移転により、環状七号線以北の区域からの通学距離が遠くなるため
- ②環状七号線以北の区域の町会（茂呂町会、小茂根三丁目町会）は、桜川支部に所属しており、通学区域と町会・支部との境界線を一致させ、青少年健全育成事業への参加や中学校と町会・支部との区分けを明確にするため

（※）上板橋第二中と向原中の統合について準備を進めるため、両校の保護者、地域・学校関係者で構成された組織

4 よくあるご質問 (FAQ)

Q1 通学区域外の中学校を希望することはできますか。

A1 板橋区では、「入学予定校変更希望制」という制度があり、小学校では通学区域と隣接する通学区域の小学校、**中学校では区内全域の中学校に、一定の基準(※)を満たした場合に入学予定校の変更を希望することができます。**

ただし、**各学校には受入可能数があり、受入可能残数を超過した場合には、原則として抽選になりますので、必ずしも希望した学校に入学できるとは限りません。**

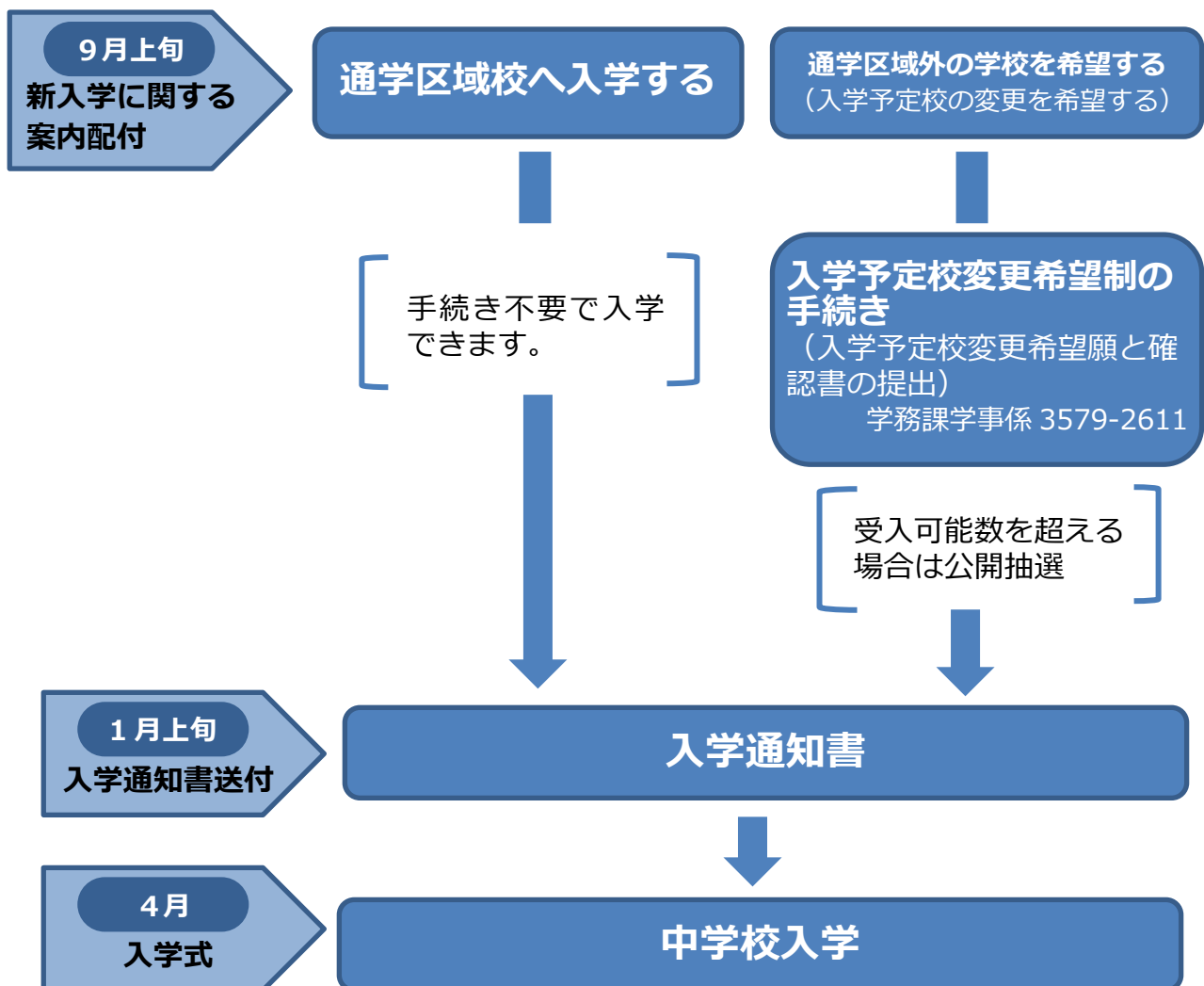
Q2 「入学予定校変更希望制」を利用する場合、何か手続き等は必要になりますか。

A2 原則は通学区域の学校への入学になりますので、その場合には手続きは不要になりますが、**入学予定校の変更を希望する場合には、手続きを行っていただく必要があります。**

例年、入学案内が9月上旬に配付され、9月中に手続きを行っていただきます。**手続き方法・締切等については、入学案内でご確認ください。**

《例年の流れ》

※最新の情報は最新の「新入学に関する案内」をご確認ください。



(※) 一定の基準とは、兄弟が翌年度も在籍している学校へ変更希望する場合や現在在籍している小学校が属する学びのエリアの中学校を希望する場合など

Q3 上板橋第二中学校を希望した場合、抽選になる可能性はありますか。

A3 変更希望者が受入可能残数を上回る場合には、抽選を実施する可能性があります。ただし、変更希望者が受入可能残数以内であれば、抽選は実施されません。過去の実績として、これまで上板橋第二中学校は抽選となったことはありません。

«過去5年間の上板橋第二中学校の受入可能数と入学者数の推移»

※上板橋第二中と向原中は平成30年度に統合しているため、平成27～29年度は上板橋第二中と向原中のそれぞれの数字を掲載。

年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度		平成28年度		平成27年度	
受入可能数	130	130	130	上二中 130	向原中 98	上二中 130	向原中 98	上二中 130	向原中 98
入学者	95	96	93	上二中 94	向原中 9	上二中 73	向原中 28	上二中 71	向原中 36

Q4 今回、中学校の通学区域が変更になるとのことですが、小学校の通学区域の変更の予定はありますか。

A4 現時点では、上板橋第二小学校の通学区域の変更の予定はありません。しかし、上板橋第二小学校は「いたばし魅力ある学校づくりプラン」の検討対象グループ校になっており、保護者や地域・学校関係者を構成員として協議会を設置し、改築等、施設更新について検討を進めていく予定です。(令和4年度協議会設置予定。ただし社会情勢の変化等により設置時期が変更になる可能性があります。) 検討結果に基づいて、通学区域の変更についても検討していく可能性があります。

Q5 通学区域が桜川中学校に変更になる場合、同じ学びのエリアの桜川小学校に小学校から入学したいのですが、入学を希望することはできますか。

A5 桜川小学校は上板橋第二小学校の隣接校のため、**一定の基準(※)を満たした場合に入学予定校の変更を希望することができます。**その際には、「入学予定校変更希望制」の手続きをしていただく必要があります。ただし、小学校に関しては、中学校のような学びのエリアの優先はありません。変更希望者が受入可能残数を上回る場合には、抽選を実施する可能性があります。

(※)一定の基準とは、兄弟が翌年度も在籍している学校へ変更希望する場合や入学予定校と比較し、利便性または安全面において、より通学しやすい学校へ変更希望する場合など

5 今後のスケジュール（予定）

令和3年1月	上板橋第二小学校の体育館などで保護者や地域を対象とした説明会を開催 ・1月16日（土） 桜川地域センター ・1月23日（土） 上板橋第二小学校 体育館
令和3年3月	● 上板橋第二中学校、桜川中学校の7・8年生の保護者に通学区域変更を書面にて周知（両校とも保護者会で配付） ● 教育委員会で通学区域の規則改正を決定
令和3年8月	規則改正を施行

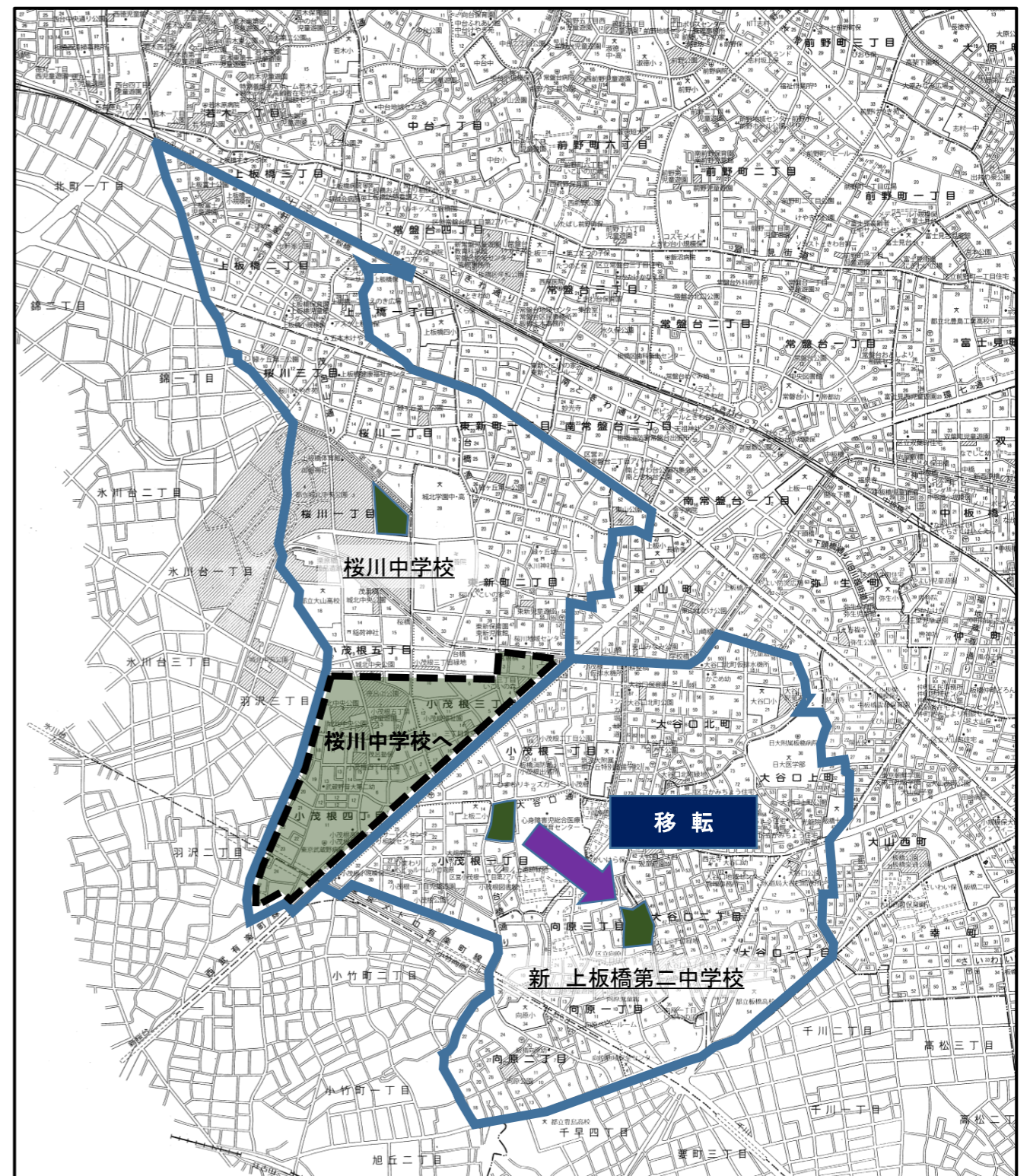
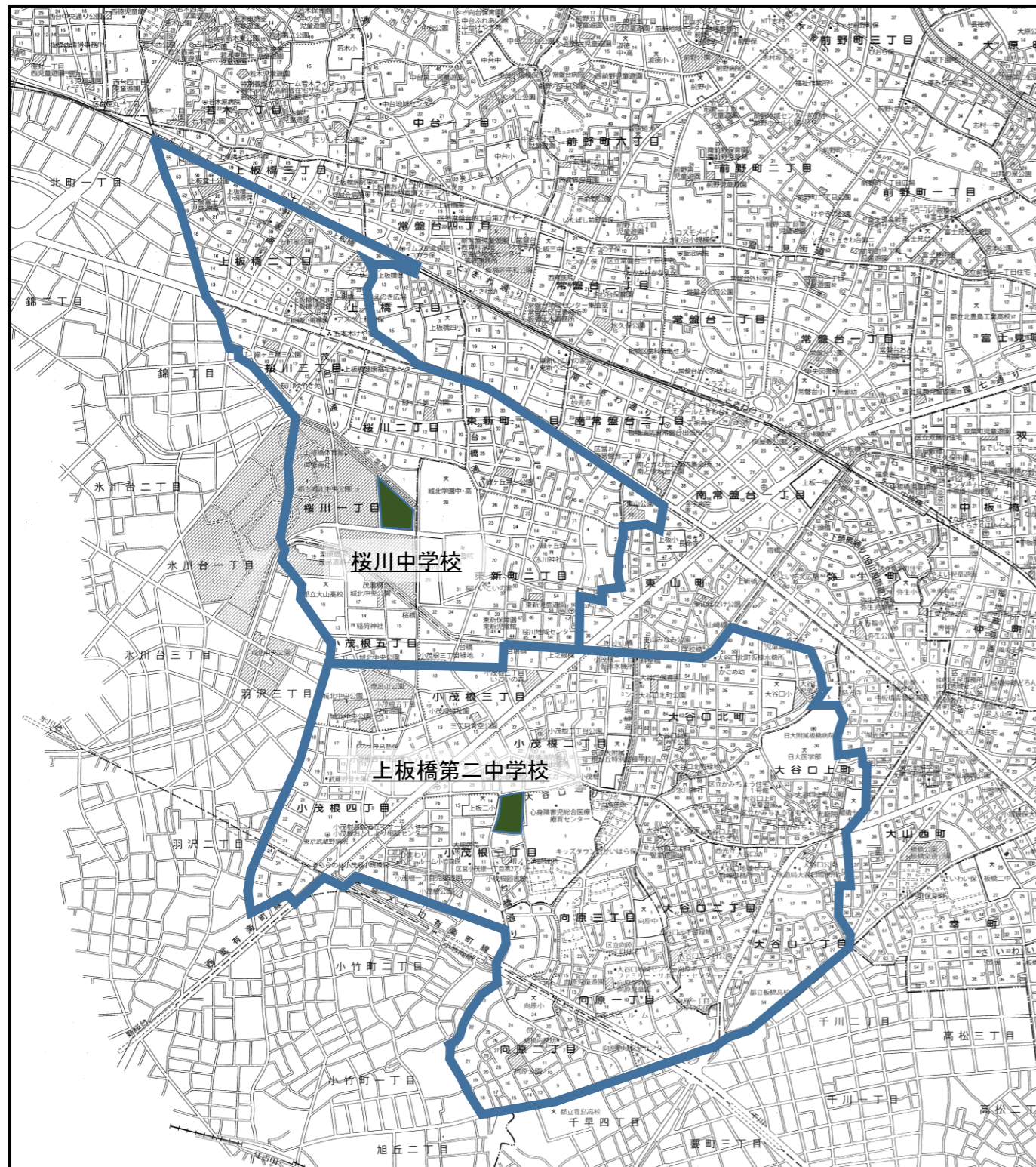
問い合わせ先

- ①通学区域変更計画に関すること
教育委員会事務局 新しい学校づくり課 学校配置調整第1グループ
電話 3579-2624
- ②学校の入学に関すること
教育委員会事務局 学務課 学事係
電話 3579-2611

現在の通学区域



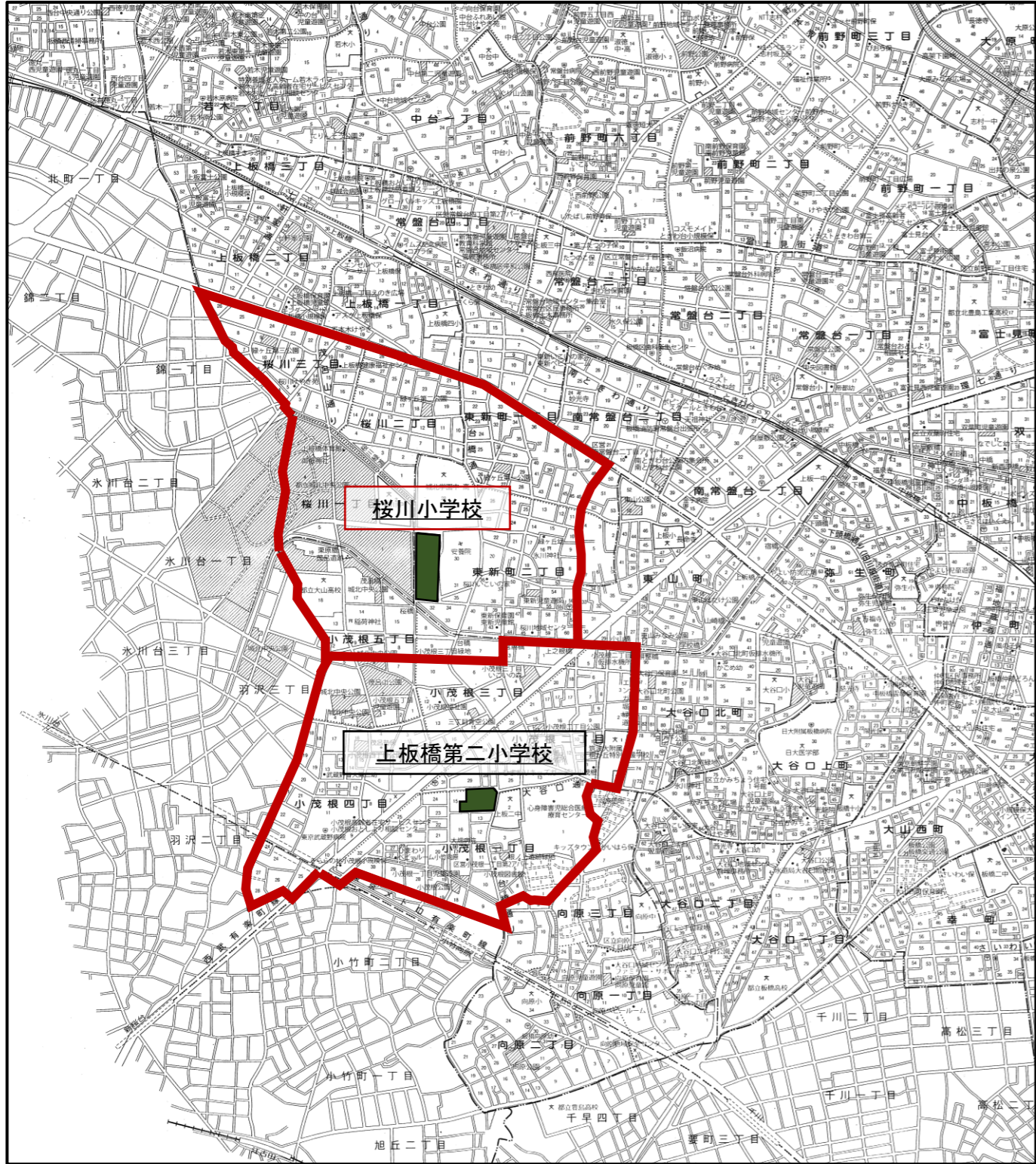
新通学区域(令和3年8月~)



桜川中学校	桜川一丁目 桜川二丁目 桜川三丁目 上板橋一丁目18番から27番まで 上板橋二丁目 東新町一丁目21番から53番まで 東新町二丁目 小茂根三丁目7番から9番まで 小茂根五丁目8番から19番まで 東山町34番・51番・52番
上板橋第二中学校	大谷口北町6番から8番まで・16番から43番まで・49番から90番まで 大谷口上町29番から35番まで・42番から91番まで 小茂根一丁目 小茂根二丁目 小茂根三丁目1番から6番まで・10番から17番まで 小茂根四丁目 小茂根五丁目1番から7番まで 大谷口一丁目 大谷口二丁目 向原一丁目 向原二丁目 向原三丁目

桜川中学校	桜川一丁目 桜川二丁目 桜川三丁目 上板橋一丁目18番から27番まで 上板橋二丁目 東新町一丁目21番から53番まで 東新町二丁目 小茂根三丁目 小茂根四丁目 小茂根五丁目 東山町34番・51番・52番
上板橋第二中学校	大谷口北町6番から8番まで・16番から43番まで・49番から90番まで 大谷口上町29番から35番まで・42番から91番まで 小茂根一丁目 小茂根二丁目 大谷口一丁目 大谷口二丁目 向原一丁目 向原二丁目 向原三丁目

小学校の通学区域



桜川小学校	東新町一丁目21番から49番まで 東新町二丁目8番から60番まで 桜川一丁目 桜川二丁目 桜川三丁目 小茂根三丁目7番から9番まで 小茂根五丁目8番から19番まで
上板橋第二小学校	小茂根一丁目 小茂根二丁目 小茂根三丁目1番から6番まで・10番から17番まで 小茂根四丁目 小茂根五丁目1番から7番まで